

国立大学法人東京学芸大学継続雇用職員就業規則

平成18年7月6日

規則第15号

改正（施行）平21則16(21. 4. 1)

平25則11(25. 4. 1)

平30則17(30. 4. 1)

（趣旨）

第1条 この就業規則は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）に基づき、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）が行う附属学校教員及び事務系職員の継続雇用制度により再雇用される職員の就業に関して必要な事項を定める。

（身分及び名称）

第2条 継続雇用制度により再雇用される者（以下「継続雇用者」という。）は、国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）第3条に規定する非常勤講師及び国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第28号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第3条に規定する非常勤職員（時間雇用職員に限る。）とする。

2 継続雇用者の名称は、非常勤講師として雇用される者にあつては、継続雇用非常勤講師、非常勤職員として雇用される者にあつては、継続雇用非常勤職員とする。

（採用）

第3条 継続雇用者の採用は、選考により行う。

（第4条 削除）

（雇用期間）

第5条 継続雇用者の雇用期間は、12月の範囲内で定めることとする。

（雇用期間の更新）

第6条 継続雇用者は、次の区分に従い、当該区分に掲げる年齢に達する年度の末日までの範囲内で、別に定めるところにより、雇用期間を更新することができる。

- (1) 昭和20年4月2日から昭和22年4月1日までの間に生まれた者 63歳
- (2) 昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者 64歳
- (3) 昭和24年4月2日以降に生まれた者 65歳

（給与）

第7条 継続雇用者の時間給の決定方法及び単価は、次のとおりとする。

- (1) 継続雇用非常勤講師の時間給は、非常勤講師就業規則別表1（第19条関係）に掲げる附属学校担当講師に係る時間単価とする。

(2) 継続雇用非常勤職員の時間給は、その者の職務に応じて、国立大学法人東京学芸大学定年退職等再雇用職員給与規則（平成16年規則第23号）別表第1（第3条関係）一般職俸給表（一）の職務の級に掲げる俸給月額に基づき算出することとし、計算式は次のとおりとする。なお、定年退職時に一般職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受けていた者の時間給は、一般職俸給表（一）の職務の級の1級又は2級に掲げる俸給月額との均衡を考慮した俸給月額に基づき算出するものとする。

$$\text{計算式} \quad (\text{俸給月額} + \text{地域手当}) \times 12 / 52 \times 38.75$$

（通勤手当）

第8条 継続雇用者の通勤手当は、次の各号の定めるところによる。

(1) 継続雇用非常勤講師には、その者が負担する通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。

(2) 継続雇用非常勤職員には、非常勤職員就業規則第24条第3項の規定にかかわらず、その者が負担する通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。

（勤務時間等）

第9条 継続雇用者の勤務時間等は、次の各号の定めるところによる。

(1) 継続雇用非常勤講師の勤務時間は、1日につき7時間45分以内、原則として1週間につき20時間以内（雇用期間中1,040時間以内）とし、勤務時間及び休憩時間は、学長が個別に定める。

(2) 継続雇用非常勤職員の勤務時間は、1日につき7時間45分以内、1週間につき35時間以内とし、勤務時間及び休憩時間は、学長が個別に定める。

（休日及び休暇等）

第10条 継続雇用者の休日及び休暇等は、非常勤職員就業規則の定めるところによる。

（雑則）

第11条 この就業規則に定めのない事項については、非常勤講師就業規則及び非常勤職員就業規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この就業規則は、平成18年7月6日から施行する。
- 2 この就業規則施行の際、現に本学継続雇用者である者は、この就業規則により採用されたものとみなす。
- 3 国立大学法人東京学芸大学継続雇用制度による再雇用の実施に関する要項（平成18年2月27日制定）は、廃止する。